

工 事 特 別 仕 様 書

植田浄化センタースクリーンユニット更新工事

令和 8 年 10 月

横手市 上下水道部 下水道課

第1章 総 則

1. 本仕様書は「令和8年度植田浄化センタースクリーンユニット更新工事」に適用する。
2. 本工事は「横手市土木工事共通仕様書」（令和8年1月1日以降適用）、国土交通省大臣官房官庁営繕事業部監修「公共建築工事標準仕様書（機械・電気設備工事編）」、農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会「農業集落排水施設施工指針 汚水処理施設編」（平成19年度改訂版）、社団法人 日本農業集落排水協会「日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様（案）」（平成11年度版）、社団法人公共建築協会「機械設備工事共通仕様書」および「電気設備工事共通仕様書」によるほか、図面表示の仕様及び本工事の特別仕様書により施工するものとする。
3. 工事中の安全を図るため、「土木工事等施工技術安全指針」（農林省構造改善局編）に準拠し、安全管理を行うものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は植田浄化センターにおける既設スクリーンユニットを更新し、汚泥肥料の品質向上及び機能維持を図るものである。

2. 工事場所

秋田県横手市十文字町植田字宮ノ前 97 番地

3. 工事概要

本工事の工事概要は以下のとおりである。

○スクリーンユニット更新工事 N = 1 台（製作機器、据付工、配管設備等）

当該施設は資源循環施設の導入により、植田・今泉地区浄化センターで発生する汚泥を脱水乾燥し肥料を作製し、農地に還元することを目的として平成19年に供用開始した施設である。

なお、本工事は次の工事を行うものとする。

- (1) 集排機器工事
- (2) 集排機器据付工事
- (3) 配管設備工事
- (4) 機器・配管撤去工
- (5) 上記に関連する機械設備工事一切

(6)機器の仕様

仕様	1) 型 式：傾斜型スクリュウ押込式（脱水機構付） 2) 概 略 寸 法：1.0m×4.7m×H3.4m（参考） 3) 処 理 量：97.5m ³ /時 4) スクリーン径：φ700mm 5) 電 動 機：2.2kW（3φ×200V×50Hz） ※標準規格：日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様			
主要部 材質	1) 本 体：ステンレス鋼（SUS）製 2) スクリーン：ステンレス鋼（SUS）製			
付属品	1) し 渣 コンテナ：樹脂製キャスター付 1式 2) 現 場 操 作 盤：自立式鋼板製 1式 3) 洗 浄 用 電 動 弁：1個 1式			
使用条件	使 用 目 的	汚水中の夾雑物の除去		
	使 用 条 件	スクリーン室	設 置 条 件	屋外 屋内 水中

4. 工事範囲

- (1) 各機器の製作及び据付工事
- (2) その他上記に伴う諸工事一切

5. 工事数量

本工事の工事数量は、別紙数量調書のとおりである。

第3章 処理性能の確保

1. 請負者は設計図書に明示されていない処理施設の細部構造の設計、機械・電気設備機器類の選択並びに配置等については、監督員の承諾を得て実施するものとする。
 この場合、請負者は第2章3項の処理施設の計画概要及び設計図書を熟知し、所定の処理性能が確保されるよう努めなければならない。
2. 請負者は設計図書に示されている処理施設の構造及び機械・電気設備機器類等について、疑義等がある場合には、監督員と協議し処理しなければならない。
3. この工事の過程において、第2章3項の処理水質を確保できない等のため、施設の改

造又は機械・電気設備機器類の交換等が必要となった場合には、発注者の責によるものを除き、請負者の負担において改善工事を実施するものとする。

第4章 施工条件等

1. 請負者は設計図書並びに現場を熟知するとともに疑義を正し、詳細に内容を把握した上で、処理施設の性能が十分に発揮できるよう施工しなければならない。
2. 請負者は施工前に監督員に承認図書・施工図等を提出し、承諾を得なければならない。
3. 請負者は工事完了後、汚水の流入を開始し、試運転調整（総合）を行わなければならない。機器類は原則として実負荷運転を行い、温度上昇・騒音・振動・漏洩・工場試運転時の性能及び各種検査の再確認・作業検査・各種保護装置の動作試験等、必要な試運転調整を行うこととするが、詳細については監督員と協議すること。
4. 請負者は工事期間中、必要に応じ、公的機関で水質試験を実施し、所定の処理水質（放流水）を満足しているか確認を行うこと。

第5章 仮設工

仮設は任意仮設とし、請負者の創意工夫により行うものとするが、労働安全衛生規則に基づき、作業の安全を確保しなければならない。

また、工事の良否、工事の安全並びに工事の進捗に影響を及ぼすと考えられる場合には、改善を命ずることがある。

処理場内は酸素濃度が低い場合があることから、窓の開放・送風機等で室内を十分に換気し、酸素濃度を測定し安全性を確認しなければならない。

なお、作業中においても、随時送風機等により十分な換気に努めなければならない。

第6章 工事用電力等

本工事に使用する電力設備及び電力料金、水道設備及び水道料金は、請負者が負担するものとする。

第7章 段階確認

請負者は原則として設計図書に記載されている各工種（工事）において、段階確認を受けなければならない。

なお、参考として対象工事（種別、細別）、確認時期、確認項目を下表に記載するが、詳細は監督員と協議し決定するものとする。

種別	細別	確認時期	確認事項
製作工事	購入・製作品	現場納入時	品名、規格、材質、寸法、納入数量、試験成績書等
据付工事	購入・製作品	据付完了時	据付状況の適否、設置位置、基準高、配管等との接続状態等
	配管工事	据付完了時	据付状況の適否、設置位置、基準高、機器類との接続状態、空気配管の気密状態等

第8章 工事用材料

1. 本工事における機械設備の製造・製作に用いる材料又は部品は、すべて次の規格・基準に適合したものでなければならない。

日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）電気設備に関する技術基準（省令）、日本電線工業会規格（JCS）、給日本照明器具工業会規格（JIL）、内線規定、排水空調規格、し尿浄化槽構造基準及びその他関係法令等。
2. 本工事における機械設備のうち、工場で製作するものについては製作図面を作成し、監督員の承諾を得た後に製作するものとする。

また、製作にあたっては設計図書及び現場を熟知したうえで、処理施設全体が良好に機能するように行わなければならない。
3. 原動機、ポンプ、ブロワ等の汎用製品については、製造工場試験成績表及び合格証を添付して監督員の承諾を受けなければならない。

第9章 施工

1. 機械設備工事
 - (1) 配管工事一般事項
 - ・ 配管材料は流体の種類・使用頻度・施工方法等を十分検討して、適切なものを使用しなければならない。
 - ・ 配管は設計図書に基づいて、位置・勾配・接合及び支持を正確に行わなければならない。
 - ・ 管の接合は、溶接接合・フランジ接合及びねじ接合を標準とする。

- ・ 配管の立ち上がり部、機器の取付両端等には、原則としてフランジ継手又はユニオン継手を設け、管及び機器の取り外しを容易なものにする。
- ・ 壁貫通などのコア抜き工事を行う場合は、極力鉄筋の切断を避けるため、必ず確認を行うものとする。
- ・ 水密性を要するコンクリート壁面等を貫通する配管は、シーリング材等を用いて防水の処置を施すものとする。
- ・ 露出配管は取付・取り外しを考慮して、各配管の相互間隔を適切に保つと共に、支持金物により、床・壁面より適切な間隔を保ち、整然と配管するものとする。

(2) 配管仕様

呼 称	規 格	
	JIS 番 号	名 称
ステンレス鋼管	JIS G3459	配管用ステンレス鋼管
VP 管	JIS K6741	硬質塩化ビニル管（一般管）
VU 管	JIS K6741	硬質塩化ビニル管（薄肉管）

（注）フランジは、JIS10kFL を使用する。

支持金物は、腐食防止のためステンレス製を使用する。

ステンレス管の呼び厚さ

規 格	呼び径	呼び厚さ
JIS G 3459	20A～200A	Sch 20

(3) 弁類仕様

弁類には名称及び状態表示を記入した札（アクリル製）を取り付けるものとする。

使用区分	名 称
汚 水	SCS13 JIS10K ねじ込み・フランジ型 逆止弁
処 理 水	SCS13 JIS10K ねじ込み・フランジ型 ボール弁
汚泥・汚水	PVC ねじ込み・フランジ型 ボール弁

(4) 試験・検査等

施工の完了時に各種試験及び試運転を行い、誤配管及び洩れ等の無い事を確認すること。

また、各種試験、試運転結果の記録をとり、監督員の確認を受けること。

第10章 施工管理

1. 請負者は（社）日本農業集落排水協会「農業集落排水施設 検査・施工管理の指標（案）」（平成12年4月）及び「国土交通省大臣官房官庁営繕事業部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に準拠し、施工管理を行うものとする。

ただし、監督員が別途に定める場合は、この限りではない。

2. 請負者は工事の施工順序又は監督員の指示する順番に従って記録写真を整理し、工事完了時に提出しなければならない。

また、埋設される箇所等、後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る前に監督員に連絡し、確認を受けるものとする。

3. 工事記録写真の撮影にあたっては、位置、構造物の種類、番号等を明示する黒板を立て、スケール等によって寸法を明示すること。

第11章 設計変更等

1. 設計変更に伴う変更契約は、その内容（工事内容・工期・金額）を契約担当者が請負者に提出し、協議の上、締結する。

2. 設計変更の対象となるものは、設計図書、工事特別仕様書並びに、現場説明で示した事項とする。

なお、上記に示した事項以外のものについては、その必要が生じた都度、双方協議のうえ決定する。

3. 設計変更が予想される事項は、次の通りである。

- (1) 機械設備の購入・製作機器の数量、仕様及び据付位置
- (2) 機械配管設備の数量、仕様及び据付位置
- (3) 複合工の数量の増減、追加等

第12章 その他

1. 受発注者間の情報共有会議の有無

本工事の施工の難易度を考慮し、設計者、受注者、発注者が一同に会する会議を開催しないものとする。

2. 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正工事とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費補正を行う対象工事である。

第13章 定めなき事項

本仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当り疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。

以 上